

第 1 2 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 6 年 5 月 2 7 日 (月) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 4 階 大会議室

出席委員

1 番岡田昌樹	2 番早俊夫	3 番福永信明
4 番赤尾裕子	5 番河嶋幸男	6 番和田千代
7 番東清俊	8 番内田篤宏	9 番岡本康次
10 番松尾志信		

欠席委員


遅刻委員


出席事務局 藤本事務局長、山崎、田中、荒木

令和6年5月27日（月）午後4時00分小浜市役所4階大会議室において、第12回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第42号 現況証明申請について

報告第15号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第12回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より5月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として3番福永委員、4番赤尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、1番岡田委員、2番早委員でした。

それでは、『議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第42号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第42号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『報告第15号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いしません。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

【4番委員】先月、〇〇地区で話し合いがありました。集積は進んでいるんですが、残っているのは大体地区外の方で、その方々を外すとほとんど預けている状態になります。その方々が田んぼをしなくなると4名の担い手にいくと思うのですが、そういう話し合いをしたのですが〇〇は新幹線の話ばかりで難しいなど。それから小さい田んぼばかりなのでやはり土地改良をしたいという方向性でいきたいと思っておられます。ところがその新幹線につながると難しいかなと皆が心配しています。そんな感じでした。

【議長】ありがとうございます。他にございませんか。

【1番委員】3条の案件で、元々中間管理機構に預けていたが、3条で農地を取得すると3年3作しなければならず、預けられなくなる。AさんからBさんに所有権移転するが、Cさんが集積して耕作するのではないか。3条の趣旨は自らが耕作せねばならないが、今の実態に即していないと感じている。

【議長】農地を取得するということは、耕作するということが前提となる。受け手の構成員であれば、機構に預けたまま所有権移転できるが、なかなか買うことが難しい。土地の価格は安いですが、買ってほしい人が多く、一人買うとみんな買わなければいけなくなってしまふ。関係する法律の農地法と基盤法と機構法。法律の手当てが欲しいと思う。農地を買う所有するなら、その地域の方がいいと思う。その場合、地域で買える人をもっとつくれるような策があるといいと思う。

【1番委員】農地法3条は古い法律。今、農地は負の財産とされている。

【地村推進委員】〇〇は、土地改良をして田んぼ1枚に何人も地権者がいる状態になった。今後田を売りたいと思う人があったときに、買ってくれる人が田んぼしない場合、できないと言われると困る。機構に引き続き預ける条件でOKにしてほしい。

【議長】これは、農業委員会の中で解決できる問題でなく、法律の問題である。

【1番委員】誰かがやってくれるからといって、3条で取得することは問題ではないか。

【3番委員】機構に預けることを前提ではいけないか。

【4番委員】4～5年前、〇〇の田で中間管理機構に預けてあったが、代替地ということで売買をおこなった。あっせん事業で田を買ったことがある。

【事務局】あっせん事業も、あくまで買われる方が耕作することが条件である。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第12回農業委員会を終了させていただきます。